

令和2年6月1日

中国学園大学・中国短期大学
在学生、保護者の皆様へ

中国学園大学・中国短期大学
学 長 千 葉 喬 三

授業料、施設設備費等について

本学では、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、4月以降課題授業に取り組んでいただきましたが、本日より面接授業が開始となりました。登学できないことによる不安や不便を感じた学生も多いと思いますが、今後の授業の中でしっかりフォローしていく所存です。

また、複数の方から4月以降、面接授業開始までの授業料や施設設備費等の取り扱いについて質問がありました。

については、文部科学省の通知等を踏まえた、本学での基本的な考え方をお知らせします。

1 授業料について

授業料は、学位の取得に必要となる授業の受講や単位の認定、施設の使用など、大学において一定の期間に行われる教育にかかる経費として定められ、学生に対して負担を求めているものです。本学においてはその徴収について、半期毎に行っています。

本学においては、面接授業が行われない期間においても、課題学習による家庭学習等の支援や面接授業開始後の土曜日や夏休み期間中の授業の実施等により、単位認定に必要な授業時間数の確保を図るとともに、面接授業に準じた授業の質の確保を図るなどの配慮をしています。

このため、一時的に通学できない期間が生じたとしても、授業料の返還が生じるものではないと考えます。

2 施設設備費について

本学における施設設備費は、多額な費用を要する建物や教育用機器の維持、更新等に要する費用について、更新時期にあたる学生の負担が急増しないよう、単に授業日数に応じてではなく、在学期間に応じて均等に学生に負担を求めているものです。

本学においては、その取扱いも授業料に準じており、返還が生じるものではないと考えます。

3 オンライン授業について

4月下旬から5月上旬にかけて、本学学生のパソコン等の保有状況やネット環境について調査したところです。その結果、学生全員に一定の条件でのオンライン授業を実施することは難しい状況と判断されたため、現在、本学におけるオンライン授業についてハード面、ソフト面を含め、導入にあたっての準備を進めています。

4 学生支援について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、学費負担者の状況が変化し、授業料等の納付が困難な方に対しては、本学独自の授業料等の減免や猶予に関する制度、また、国や関係機関が実施する支援制度についても積極的な活用が行えるよう、相談体制を充実させています。遠慮なく事務局学生課へご相談ください。